

議事 第3期茂原市子ども・子育て支援事業計画の変更について

1. 法改正の内容について

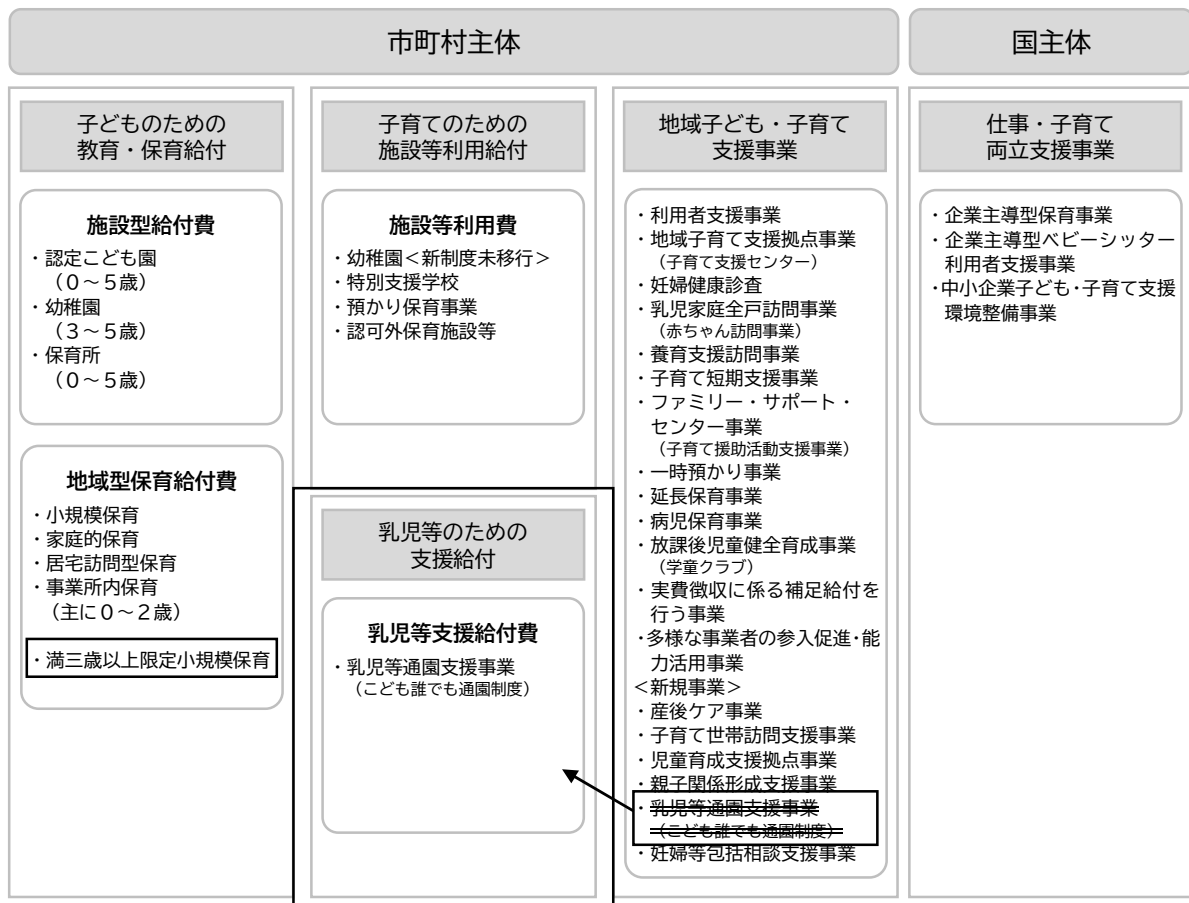
(1)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)について

・令和7年度より地域子ども・子育て支援事業として制度化されておりましたが、子ども・子育て支援法の改正により、令和8年4月から新たな給付事業として、「乳児等のための支援給付」が創設されます。

(2)小規模保育事業について

・0歳から2歳までの児童を対象として19人以下の利用定員で保育を行っておりますが、児童福祉法の改正により、令和8年4月から新たに3～5歳の子どものみを対象とする「満三歳以上限定小規模保育事業」が創設されます。

2. 子ども・子育て支援制度の全体像



*「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」とは

親の就労状況にかかわらず、月10時間まで時間単位などで子どもを保育所に預けられる制度です。0歳6か月から満3歳未満が対象です。

3. 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項（必須記載事項）

（1）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

①各年度における乳児等通園支援の量の見込み並びに実施しようとする乳児等通園支援の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

②乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

（2）満三歳以上限定小規模保育事業について

①各年度の当該教育・保育提供区域における特定地域型保育事業所に係る法第19条第2項に掲げる小学校就学前子ども（満三歳以上限定小規模保育を利用するものに限る。）の必要利用定員総数

4. 第3期茂原市子ども・子育て支援事業計画の変更方法

（1）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

①乳児等通園支援の量の見込みと確保方策について、別紙「資料2」のとおり代用計画を策定します。

②乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的に提供する体制に関する事項について、別紙「資料3」のとおり代用計画を策定します。

（2）満三歳以上限定小規模保育事業について

①既に計画において定めた教育・保育の量の見込みに、満三歳以上限定小規模保育に係る必要利用定員総数を含めることとし、計画の変更は行わないこととします。

*代用計画で定めた内容等については、令和9年度の間年の見直しの際に、「第3期茂原市子ども・子育て支援事業計画」に反映させる予定です。